

令和2年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会（第2回）

議事概要

日時：令和3年1月25日（月） 14:00～16:30

形式：Web会議開催

■出席者

検討委員（五十音順、敬称略）

小寺 祐二	宇都宮大学 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 代表取締役
平田 滋樹	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 上級研究員
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

■環境省

川越 久史	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長
西野 雄一	〃 室長補佐
中山 裕貴	〃 指定管理鳥獣係長

■事務局

滝口 正明	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃
中田 靖彦	〃

■議事

- (1) 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案について
- (2) その他

■配布資料

議事次第

出席者名簿

検討会開催要綱

資料1 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案

参考資料1 令和2年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会（第1回） 議事概要

参考資料2 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・イノシシ編）改定案に対する意見募集の実施結果について

参考資料3 都道府県等への意見照会結果と対応

■議事概要（敬称略）

議事（１）第二種特定鳥獣管理計画（以下、特定計画、という）作成のためのガイドライン（イノシシ編）改定案について

資料 1 について事務局から説明

【Ⅰ章について】

質疑応答なし

【Ⅱ章について】

（平田）フェーズや被害の程度によって、優先度を定める目安となるものを、図Ⅱ-2-2 に追記するなどにより具体化できないか。

（環境省）進入初期、市街地出没等、地域の状況に応じた優先度について、図Ⅱ-2-2 から選定して、文章に例示を追記する形で対応したい。

（坂田）13 ページの総合的な対策とは必ず全てをしないといけないということではなく、どれか一つの対策で十分な場合もある。施策は総合的に検討すべきだが、優先度の高い必要な施策を精査して実施すべき。

（環境省）タイトルの「優先度を踏まえた“総合的”な施策の実施」を「優先度を踏まえた“必要”な施策の実施」とするほうが適切であると感じた。3 つの施策を総合的に検討し、予算を勘案しながら必要な施策の実施を促すような表現方法を検討したい。

【Ⅲ章について】

（横山）20 ページに「REST 法」が事前説明もなく記載されているので、REST 法を解説している項目へ誘導する工夫があった方がよい。

（事務局）66 ページに解説が記載されているので、参照ページを入れる形で対応したい。

（坂田）ガイドラインであれば、きちんと守らなくてはならないと考える担当者も多いのではない。情報を提供する程度の意図であれば、そのことを明確に記載しなければ都道府県が混乱する恐れがある。

（環境省）16～17 ページに特定計画の位置付けや記載項目をまとめている。このガイドラインでは、特定計画の記載内容を各都道府県の実状に合わせて作成するため、手段や考え方を選択肢として網羅的に記載している。また、1 ページにガイドラインの位置づけを記載しているが、国が想定する推奨の度合いと読む側の印象に相違がある部分は、委員の意見を頂戴しつつ修正したいと考えている。

（平田）17 ページの項目について、各都道府県の担当者が特定計画で必要な各項目を網羅

しているかを自己点検できるチェックシートを参考資料として追加した方が都道府県の担当者にとって便利ではないか。

(環境省) 各項目に対応したチェックシートを掲載すると内容が重複してしまう。概要としては図Ⅱ-2-2等を参考としてもらうよう考えている。

(平田) 今後、参考資料やレポート等で加えられるようであれば検討していただきたい。

(小寺) 18ページの「島嶼や半島部“等”」と記載されているが、島嶼部や半島部以外への移入個体は想定されないのではないか。島嶼部や半島部以外でも根絶して良いと受け止められる可能性がある。

(環境省) 現行のガイドラインでは、「等」や「など」といった言葉が使われていないため、それに合わせて削除する。

(横山) 18ページの「移入個体群」と「人為的な要因により成立した個体群」は、生態学的意味合いが大きく異なるので並列して記載すべきではない。この点に関する議論を避けるためにも、文章を分けて記載したほうが良い。

(環境省) 文章を分ける方向で進めたい。

(平田) 根絶と合わせて「低密度化」を加えても良いのではないか。

(環境省) 「根絶や低密度化など」というような記載に修正したうえで、文章を分けて記載したい。

(横山) 錯誤捕獲の予防と放獣体制について、イノシシの特定計画と他の獣種との整合性について記載した方が良いのではないか。ノシシ以外の特定計画やガイドラインの記述との整合性について記載がなければ、放獣体制の構築が進まないと考えている。

(環境省) 錯誤捕獲についての総合的な取組については、基本指針の内容も参考に、鳥獣保護管理事業計画、他種の保護・管理計画との整合性をとることについての記述をする。

(小寺) 31ページの文章に違和感がある。「前者についての記載が中心となる」という一文は、20行目に加えたほうが良いのではないか。また、44ページの誘引餌について、「他の動物種を誘引しないもの」というのはイノシシの場合難しく、技術的に矛盾が生じるので修正した方が良い。錯誤捕獲については、「わなを使用する場合、錯誤捕獲に注意する」という書き方が限度ではないかと感じる。

(平田) 32ページの「忌避剤や威嚇音等による追い払い」について、馴れなどにより効果が薄くなるなどの記載があった方が良いのではないか。また、誘引餌について、他の動物種が誘引されることへの対策として、ICT 機材を用いた技術について記載を加えてはどうか。

(事務局) 31ページの記載については、イノシシが人の生活圏に近づきにくくするという

ことが分かるような表現を検討する。誘引餌についても技術的には難しいとのご意見として、書き方を検討する。

(環境省) 44 ページに誘引餌の例として米ぬかを追記した方が良いか。

(平田) 米ぬか以外でも他の獣種が誘引されてしまうので、具体的に書くべきではない。ガイドラインでは、概念的に管理の考え方や最低限押さえておくべきポイントを都道府県の担当者に理解してもらう方が大事ではないか。

(環境省) これ以上詳細な記載は必要ではないということで承った。

(坂田) ガイドラインは特定計画を策定する都道府県の担当者が対象となるので、被害防除対策の手法について、どこまで詳しく記載するべきなのかはきちんと判断すべき。担当者にも被害対策の知識は必要だが、それば別に参考になる資料があるのではないか。

(事務局) 1) 被害防除対策の施策の考え方と 3) 被害防除対策の施策の実施内容に手法が細かく記載されているので、どちらか一方に整理した方が良いと感じた。

(小寺) 32 ページの誘引餌について、タケノコの除去は現実的に非常に困難なので、「竹林におけるタケノコ等」は削除しても良いのではないか。タケノコの除去ではなく、竹林の適切な管理と記載しても良いかもしれない。

(事務局) 竹林の拡大は全国的な問題なので、ガイドラインで記載すべき内容か検討する。

(平田) 錯誤捕獲は非常に大きな問題なので、捕獲対象として意図しているイノシシやニホンジカといった獣種と、錯誤捕獲の危険性のあるツキノワグマやカモシカ等の獣種の考え方や対処に関する整合性は、鳥獣保護管理事業計画で対応してほしい。ガイドラインでは、錯誤捕獲の対応について、センサーカメラや ICT 機材について簡単に説明し、これらの使用を検討していただくような記載を追加しても良いのではないか。

(環境省) 地域の状況や技術のアップデートの観点から、特定計画に錯誤捕獲に関する手法を詳細に記載するように促すのは困難であるため、最新の技術の紹介や地域ごとに工夫を促すことの記載を検討すべき、ということで承った。

#### 【IV章について】

(横山) 図IV-3-2 について、生息密度指標を算出しなければ生息状況が把握できないので、必須に変更した方が良いのではないか。

(坂田) 行政機関として、法律で報告が義務付けられている情報とそれ以外で推奨している情報・指標とでは重要度が異なるので、それが右の欄でもわかるような表現にした方が良い。また、選択肢として各指標の目的やメリット、使い方も交えて紹介し、採用不採用の判断を都道府県に委ねたら良い。

(平田) 被害の量や金額を指標にしている地域もあると考えられるので、個体数や生息密度よりも「個体群の動向や動態」の把握に重点を置く地域があっても良いのではないかと。

(横山) 被害軽減が主体であったこれまでの管理とは異なり、豚熱 (CSF) の観点から、生息密度を把握し、優先的に低密度化すべき地域を判断する体制を築いておかなければならない状況で、これまでとはフェーズが変わってきたと感じている。生息密度指標を算出しなければ動向も分からない。

(平田) 少子高齢化により全県均等に努力量をかけられないような現状もある。同じ都府県内でも生息状況や被害の度合いは大きく異なるので、密度指標は得た方が良いが、どこまで厳密に実施するかは、生息状況や被害の度合い、管理目標を踏まえて各都府県が選択したら良いのではないかと。

(坂田) イノシシ管理の状況が変わってきたのであれば、その状況時に応じて設定された目標に合う調査方法や推定方法を整理するべき。人身事故の防止や家畜への感染の防止が目的であれば、密度指標の調査ではなく、その目的に合った調査方法を採用しなくてはならない。

(環境省) 図には何に活用するための指標かが記載されていないので追記したい。

(横山) 改定案では多くの内容が書かれているが、都府県の担当者が全てを理解するのは難しいのではないかと。概要版の作成は検討しているのか。

(環境省) 概要版の作成は考えていない。Ⅱ章にガイドラインのポイントをまとめているので、それが概要版に該当すると考えている。また、研修会等でも改訂したガイドラインの内容を説明したいと考えている。

(横山) Ⅱ章にポイントをまとめていることを補足・強調すると担当者の理解の助けになるのではないかと考えた。

(坂田) 内容を削るのであれば、管理の目的に沿っているかが判断基準になるのではないかと。まず、もっともらしい抽象的な考え方であっても、具体的な手法・事例がない場合や、具体例を考えたときに実際的でない場合は記載しないという判断も必要である。また、具体的な手法であっても、手順として目的の達成につながらないものは割愛すべきである。整理の仕方として検討していただきたい。

議事 (2) その他

特になし

以上